

訴えの提起の件（保証債務履行請求）

令和5年（2023年）11月29日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により訴えを提起するものとする。

記

1 事件名

保証債務履行請求事件

2 当事者

原告 札幌市

被告 東京都町田市在住者（以下「A」という。）

札幌市豊平区在住者（以下「B」という。）

3 訴えを提起する裁判所

札幌地方裁判所

4 請求の要旨

(1) 請求の趣旨

ア 被告Aは、原告に対し、金18,267,312円及び内金4,521,441円に対する令和5年12月1日から支払済みまで年10.75%の割合による金員を支払え。ただし、当該金員のうちイに掲げる金員は、被告Bと連帯して支払え

イ 被告Bは、原告に対し、金11,798,487円及び内金4,521,441円に対する令和5年12月1日から支払済みまで年10.75%の割合による金員を被告Aと連帯して支払え

ウ 訴訟費用は被告らの負担とする

との判決並びにア及びイにつき仮執行の宣言を求める。

(2) 請求の原因

ア 原告は、訴外主債務者との間で、平成5年6月4日付けで札幌市アイヌ住宅新築資金等貸付要綱（旧札幌市ウタリ住宅新築資金等貸付要綱）に基づき住宅新築資金及び宅地取得資金に係る金銭消費貸借契約を締結し、訴外主債務者に対して、利息を年2%として同年6月30日付けで住宅新築資金の元金6,900,000円及び宅地取得資金の元金5,500,000円の合計12,400,000円の貸付けを行い、訴外主債務者は、同年7月から平成30年6月まで、毎月末日限り、住宅新築資金については29,219円ずつを、宅地取得資金については23,290円ずつを、それぞれ償還することとなった（これらの元金に係る違約金は年10.75%の割合）。

イ 訴外主債務者は、これまで住宅新築資金について元利合計1,577,826円を、宅地取得資金について元利合計1,257,660円を、それぞれ償還したが、平成12年8月9日以降、償還を行っておらず、未償還分がある。

ウ 被告A及び被告Bの父は、上記アの金銭消費貸借契約に係る貸金債務について、書面により連帯保証し、被告Bは父の連帯保証債務を相続した。

エ よって、原告は、被告らに対し、上記(1)ア及びイに記載のとおり金員の支払を求める。

5 訴え提起の理由

本市が訴えを提起しようとする相手方の他に債務の履行が可能な当事者が認められないところ、当該相手方は、本市からの催告にもかかわらず償還に全く応じず、又は債務の一部の償還に係る意思を示すのみであり、償還を完了する見通しが立たない状況にある。

よって、相手方に対して上記4(1)ア及びイ記載の金員の支払を求める訴えを提起する。

6 訴訟追行について

本件訴えの提起後において、その目的達成のために必要がある場合には、訴え又は当事者の追加又は変更等を行うことができるものとする。

(理 由)

本市からの貸付金を滞納した者の連帯保証人らに対して保証債務の履行を求める訴えを提起するため、本案を提出する。